

「苫小牧市パートナーシップ制度」の考え方（案）

1 趣旨

苫小牧市は、苫小牧市男女平等参画推進条例の理念に基づき、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現を目指しています。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる苫小牧市を実現するため、性的少数者の気持ちを尊重し、当事者や家族が抱える困難を解消する一つの手段として位置付け、「苫小牧市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定します。

2 制度の概要

一方又は双方が性的少数者（性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者）である2人が、パートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、市はこの宣誓に対し、要件を満たしていることを確認の上、宣誓書受領証及び受領カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、令和4年9月1日現在、全国で200以上の自治体で導入され、行政サービスのほか、民間サービスにおいてもこれまで受けることができなかったサービスが受けられる場合が出てくるなど広がりを見せています。

この制度を通じて、当事者や家族が抱える困難が少しでも解消されるとともに、地域における理解促進につながり、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

3 定義

(1) パートナーシップ

互いに人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした、一方または双方が性的マイノリティである二者の関係をいいます。

(2) 宣誓

パートナーシップにある二人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

4 宣誓を行うことができる者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が苫小牧市に住所を有する、または転入予定であること。
- (3) 配偶者がいないこと及び当該宣誓に係るパートナーシップ以外のパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条の規定により、婚姻をすることができない者でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。

5 通称名について

性別違和等、特別な理由があると認められる場合は、戸籍に記載されている氏名と併せて通称名を使用することができます。（日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類が必要です。）

6 必要な書類

宣誓する際は、市指定の様式に記入の上、本人確認及び要件を満たしていることの確認のため、以下の書類の提出が必要です。

- (1) 住民票の写し（転入予定の場合は、その事実が確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本もしくは独身証明書。外国籍の方の場合は、本国が発行した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳等。
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

7 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード

8 制度利用の流れ

①事前予約

- ・窓口、電話、インターネットにて、あらかじめ宣誓日を予約していただきます。

②パートナーシップ宣誓

- ・必要書類を持参の上、職員の面前で2人そろって宣誓書に記入いただきます。（代筆可）
- ・窓口にてお声がけをいただいた後、相談室等（個室）にご案内いたします。

③宣誓書受領証及び受領カードの交付

- ・受領証と受領カードを、2人それぞれに交付します。（原則当日交付）

9 受領証の返還について

パートナーシップを解消された場合など、要件に該当しなくなったときは、受領証等を返還していただきます。

10 宣誓の無効について

宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないことや、要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、受領証等を返還していただきます。

また、無効となった宣誓書番号は市ホームページで公表します。

11 その他

市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動に努めます。